

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の

一部改正について

1 経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）附則第 7 条において、施行（平成 28 年 4 月）後 3 年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨の規定により、令和元年 2 月から令和 2 年 6 月にかけて、国の障害者政策委員会において、見直しに向けた意見がまとめられた。

これを受け、令和 3 年 3 月 9 日に「障害者差別解消法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、5 月 28 日参議院本会議において全会一致で可決、成立し（令和 3 年法律第 56 号）、6 月 4 日に公布された。

2 一部改正法の概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日：公布の日（令和 3 年 6 月 4 日）から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日

3 施行に向けたスケジュール（第 55 回障害者政策委員会（2021.6.28）資料）

障害者差別解消法改正法の施行に向けたスケジュール（イメージ）

